

U A ゼンセン日本介護クラフトユニオン
近畿総支部長からの要請書への回答

令和8年3月
兵 庫 県

介護事業所に対する支援等について（回答）

1 介護職員や介護支援専門員に対する収入面（居住支援事業など）や業務改善への支援（企画、基盤、人材）
<p>①介護従事者の処遇改善については、他産業との給与水準の差や賃金引き上げの動きも踏まえ、引き続き、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を含むすべての介護従事者の更なる処遇改善を図ることを国へ要望していく。</p> <p>②人材流出を防ぐための緊急的対応として、令和7年度12月補正予算における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金を活用し、介護従事者の幅広い賃上げを支援していく。</p> <p>③住居手当等の支援については、基金を充当できないため、県単独での予算の確保が困難な事業であることをご理解願いたい。</p> <p>④業務改善については、介護ロボット・ICT導入支援や「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」による相談支援などを通じて、業務の効率化と職員の負担軽減を促進していく。</p>
2 介護支援専門員（主任含む）の法定研修費用に対する補助や受講に係る負担軽減（企画）
<p>①県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、指定研修実施機関である兵庫県福祉人材研修センター及び兵庫県介護支援専門員協会に対して毎年度 1,000 万円の支援を行うことにより、受講料負担軽減を図っている。</p> <p>②県から各研修指定機関へ働きかけをすすめた結果、今年度、兵庫県で実施する法定研修の多くは、教育訓練給付制度の特定一般教育訓練講座に指定された。</p> <p>③法定研修受講にかかる時間的負担軽減を図るため、研修のオンライン化も推進しており、全ての研修種別において、全面オンラインで受けられるコースの導入に向けて議論を進めている。</p> <p>④介護支援専門員の法定研修の見直し等について検討が続いていることから、国の動向を注視しつつ、引き続き県としての対応を検討していく。</p>
3 訪問系介護サービス従事者の暑さ対策や訪問・移動への支援（施設）
<p>令和7年度12月補正予算により、訪問介護等の介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、燃料費や猛暑対策用品等の購入費用などの支援を行うこととして準備を進めている。</p>
4 介護保険法上の「管理者」が他職務を兼務する際に、法的要件（管理業務に支障が無ければ兼務してよい）を満たしているかの精査、もしくは、当該要件の具体化（施設）
<p>①管理者の兼務による業務負担や、管理業務が適切に行われているか否かの把握については、重要な課題であるが、兼務の基準の明確化については、制度全体の整理とともに、国における議論との整合性など慎重な検討が必要である。</p> <p>②一方で、管理者の業務への支障の有無については、県としても運営指導等の場を通じて状況を把握しながら適切に対応していく。</p>